2025年度 虐待防止のための指針

所在地：神奈川県横浜市〇〇区〇〇町 0-0-0
電話番号：045-000-0001

障害者虐待防止法の趣旨にのっとり、虐待の防止のために事業所が定めた指針です。

1．基本的な考え方

利用者の尊厳を守り、いかなる場合も虐待を行いません。虐待の芽に気づいた時点で報告できる体制を整えます。

2．委員会と研修

虐待防止委員会を年2回開催し、その結果を全職員に周知します。職員研修は採用時および年1回以上実施します。

3．相談・報告の窓口

事業所内の相談窓口は管理者とします。市区町村の窓口へ直接ご相談いただくこともできます。

※この資料は、ホームページの表示を確認するためのサンプルです。実在の事業所のものではありません。